# 1 事 業 名

所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

# 2 事業の概要

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

# 【改正の主な概要】

- (1) 人員配置基準の緩和
- (2) 医療機関との連携強化
- (3) 書面掲示規制の見直し
- (4) 身体的拘束等の適正化の推進

#### 3 他自治体の類似する政策等

省令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を 予定している。

- 4 市民参加の実施の有無とその内容
  - ・所沢市高齢者福祉計画推進会議における審議
  - ・パブリックコメント手続 実施期間 令和5年12月25日~令和6年1月23日 意見なし
- 5 関係法令、基本計画との整合性

介護保険法、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

6 事業費及びその財源等

なし

# 7 その他

添付資料

• 新旧対照表

新 旧

議案第31号 所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 略

 $2\sim4$  略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の 各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等 の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設 等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(10) 略

(11) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービ スの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支 障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しく は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

 $7 \sim 12$  略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡|第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常 勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 略

 $2\sim4$  略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の 各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等 の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設 等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(10) 略

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するもの とされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第 1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療 養型医療施設」という。)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービ スの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支 障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定 期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指 定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

 $7 \sim 12$  略

(管理者)

回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常 勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第9条 略

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又は その家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付 に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家 族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲 げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供 することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 略
- (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

#### $3\sim6$ 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

- 第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
  - (1)~(7) 略
  - (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当 該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ を得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行 為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
  - (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけれ ばならない。

回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷</u> <u>地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものと する。

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第9条 略

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又は その家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付 に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家 族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲 げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供 することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 略
- (2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定 の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファ イルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

#### $3\sim6$ 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(7) 略

(10)・(11) 略

(掲示)

- 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の 概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制、苦情 処理の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ る重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を掲示しな ければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載 した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え 付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重 要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (記録の整備)

# 第42条 略

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただ し、第1号から第4号までに掲げる記録については、5年間保存しな ければならない。
  - (1) 略
- (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等 の記録
- (3) 第25条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
- (4) 第26条第10項の規定による訪問看護報告書
- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第28条の規定による市への通知に係る記録
- (7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 第39条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録
- (9) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

# (8) • (9) 略

(掲示)

- 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の 概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制、苦情 処理の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ る重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する 事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ とにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

# 第42条 略

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただ し、第1号から第4号までに掲げる記録については、5年間保存しな ければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
  - (3) 第25条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
  - (4) 第26条第10項の訪問看護報告書
  - (5) 第28条に規定する市への通知に係る記録
  - (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (7) 第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
  - (8) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処 置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問</u> <u>介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若 しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用 者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれか の施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障が ない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペ レーターとして充てることができる。

(1)~(10) 略

(11) 略

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業 所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の 事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事 (訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護</u> 事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しく は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以 外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれか の施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障が ない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペ レーターとして充てることができる。

(1)~(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場

することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービス を実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等 基準省令第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指 定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の 職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の 方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) 略

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけれ ばならない。

 $(7)\sim(9)$  略

(記録の整備)

# 第58条 略

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型 訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる 記録については、5年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及

合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準省令第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の 方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) 略

(5)~(7) 略

(記録の整備)

# 第58条 略

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型 訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる 記録については、5年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び

び事故に際して採った処置についての記録 (管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所 介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけれ ばならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障が ない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事 し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす る。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところに よるものとする。

(1)~(4) 略

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その熊様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけれ ばならない。

(7)・(8) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型 通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる 記録については、5年間保存するものとする。
- (1) 略
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等

事故に際して採った処置についての記録 (管理者)

介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけれ ばならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障が ない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところに よるものとする。

(1)~(4) 略

(5) • (6) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型 通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる 記録については、5年間保存するものとする。
  - (1) 略
  - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の

の記録

- (6) 前条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録
- (<u>7</u>) 第59条の17第2項<u>の規定による</u>報告、評価、要望、助言等の 記録

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条 まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から 第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の 2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20 を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用 する。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」と あるのは「第59条の12の重要事項に関する規程」と、「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型 通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従 業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに 第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の12の重要事項 に関する規程」と、「苦情処理の体制」とあるのは「非常災害に関す る具体的計画、苦情処理の体制」と、第59条の5第4項中「前項た だし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備 を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを 提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の 事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜 に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及 び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着 型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」 と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条 第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条にお いて準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中 「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2 記録

- (5) 前条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第59条の17第2項<u>に規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条 まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から 第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の 2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20 を除く。) の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用 する。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」と あるのは「第59条の12の重要事項に関する規程」と、「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型 通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従 業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに 第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の12の重要事項 に関する規程」と、「苦情処理の体制」とあるのは「非常災害に関す る具体的計画、苦情処理の体制」と、第59条の5第4項中「前項た だし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備 を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを 提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の 事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜 に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及 び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着 型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」 と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条 第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条にお いて準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中 「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2

項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所 ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施 設等の職務に従事することができるものとする。

#### 2 • 3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

- ものとする。
- (1) (2) 略
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけれ ばならない。

 $(5)\sim(7)$  略

(記録の整備)

- 第59条の37 略
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提 供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存し なければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げる記録について は、5年間保存するものとする。
- (1) 略
- (2) 前条第2項の規定による検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時 間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記
- (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記

項」と読み替えるものとする。

(管理者)

ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### 2 • 3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによる 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによる ものとする。
  - (1) (2) 略

(3)~(5) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提 供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存し なければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げる記録について は、5年間保存するものとする。
  - (1) 略
  - (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
  - (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

録

- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等 の記録
- (7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の 状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 次条において準用する第59条の17第2項の規定による報告、 評価、要望、助言等の記録 (管理者)
- 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独│第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独 型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設 型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事 し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす る。
- 2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法 第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、 指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス (法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同 じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に 規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若し くは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支 援をいう。) の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する 介護保険施設をいう。以下同じ。) 若しくは健康保険法等の一部を改 正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前 の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営 (第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において 「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有 する者でなければならない。

(管理者)

- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の 記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状 況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評 価、要望、助言等の記録 (管理者)
- 型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設 型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。
- 2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法 第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、 指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス (法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同 じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に 規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若し くは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支 援をいう。) の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する 介護保険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護療養型医療施設 の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項に おいて「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経 験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知 症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護 事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所 介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従 事することができるものとする。この場合において、共用型指定認知 症対応型通所介護事業所の管理上支障がないときは、当該共用型指定 認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事 業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

#### 2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

るものとする。

(1)~(4) 略

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけれ ばならない。

(7)・(8) 略

(記録の整備)

# 第79条 略

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対 応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲 げる記録については、5年間保存するものとする。
  - (1) 略
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知 症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護 事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所 介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。この場合におい て、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がないとき は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事 し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事すること としても差し支えない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによ 第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによ るものとする。

(1)~(4) 略

(5) • (6) 略

(記録の整備)

# 第79条 略

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対 応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲 げる記録については、5年間保存するものとする。
  - (1) 略
  - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的 なサービスの内容等の記録

- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容 等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項<u>の規定による</u>報 告、評価、要望、助言等の記録

(従業者の員数等)

#### 第82条 略

 $2\sim5$  略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する 基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄 に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているとき は、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表 の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模 指定認知症対応型共同生活介護事 多機能型居宅介 護事業所に中欄 指定地域密着型介護老人福祉施 に掲げる施設等 のいずれかが併 設、指定介護老人福祉施設、介護 のいずれかが併 設されている場 合

# 7~13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型 居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな ければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理 上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の

- (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- (5) 次条において準用する第59条の18第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(従業者の員数等)

#### 第82条 略

 $2 \sim 5$  略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する 基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄 に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているとき は、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表 の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模 指定認知症対応型共同生活介護事 多機能型居宅介 護事業所に中欄 に掲げる施設等 のいずれかが併 設されている場 合 を施設(医療法(昭和23年法律 第205号)第7条第2項第4号 に規定する療養病床を有する診療 所であるものに限る。) 又は介護 医療院

# $7 \sim 13$ 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型 居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな ければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理 上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の 職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができ るものとする。

#### 2 • 3 略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところに 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところに よるものとする。

(1)~(4) 略

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅 介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を 行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行 う場合には、その熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を 図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3か月 に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その 他の従業者に周知徹底を図ること。
  - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため の研修を定期的に実施すること。

職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設す る前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に 掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施 設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、 指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看 護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、 これらの事業に係る職務を含む。) 若しくは法第115条の45第1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定 する第1号介護予防支援事業を除く。) に従事することができるもの とする。

#### 2 • 3 略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

よるものとする。

(1)~(4) 略

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅 介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その 他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。) を行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行 う場合には、その熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) • (9) 略

(居住機能を担う併設施設等への入所等)

第106条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規 模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質 の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指 定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護 サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため の委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

#### 第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模 多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号から第3号 までに掲げる記録については、5年間保存しなければならない。

(1) • (2) 略

- (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記 録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等 の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 次条において準用する第59条の17第2項の規定による報告、 評価、要望、助言等の記録 (管理者)

 $(7) \cdot (8)$ 

(居住機能を担う併設施設等への入所等)

第106条 略

(記録の整備)

#### 第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模 多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号から第3号 までに掲げる記録については、5年間保存しなければならない。

(1) • (2) 略

- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- (4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の 記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
- (8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評 価、要望、助言等の記録

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ご|第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ご

とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居 の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。

2 • 3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅 サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型 共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応 型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域 密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会 福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住 居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

#### 第125条 略

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力 医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機 関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談 対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めが あった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医 療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認すると ともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介 護事業者に係る指定を行った市町村(特別区を含む。以下同じ。)の 長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6 条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指

とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居 の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若し くは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとす る。

#### 2 · 3 略

(管理者による管理)

サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型 共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応 型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域 密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会 福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業 所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理 上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 略

定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協 定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関 との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければ ならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- <u>7・8</u> 略

(記録の整備)

#### 第127条 略

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知 症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第 2号に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第115条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- (3) 第117条第6項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項<u>の規定による</u>報告、 評価、要望、助言等の記録

#### 2 · 3 略

(記録の整備)

#### 第127条 略

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第115条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等 の記録
  - (3) 第117条第6項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
  - (6) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
  - (7) 次条において準用する第59条の17第2項<u>に規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第 28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第 40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59 条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条 及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業 について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条の 運営規程」とあるのは「第122条の重要事項に関する規程」と、同 項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号 及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「介護従業者」と、第13条第2項中「指定居宅介護支援(法第 46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利 用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条第1項中「苦情 処理の体制」とあるのは「非常災害に関する具体的計画、苦情処理の 体制」と、第40条第1項中「当該利用者の家族、当該利用者に係る 指定居宅介護支援事業者等」とあるのは「当該利用者の家族等」と、 第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、 第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密 着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共 同生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2 か月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは 「介護従業者」と、第102条、第104条及び第106条の2中 「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応 型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

 $2\sim6$  略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、 サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担 当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設 (準用)

**第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第** 28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第 40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59 条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用す る。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」とあ るのは「第122条の重要事項に関する規程」と、同項、第32条の 2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業 者」と、第13条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1項に 規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。) が利用者に対して行 われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」と あるのは「要介護認定」と、第34条第1項中「苦情処理の体制」と あるのは「非常災害に関する具体的計画、苦情処理の体制」と、第 40条第1項中「当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護 支援事業者等」とあるのは「当該利用者の家族等」と、第59条の 11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の 16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とある のは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介 護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護 について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、 第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業 者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とある のは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとす る。

(従業者の員数)

第130条 略

 $2\sim6$  略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、 サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担 当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設

- の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かな いことができる。
- (1) 略

(2) 略

8~10 略

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号 アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、 「0.9」とする。
  - (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会に おいて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負 担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検 討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
    - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
    - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
    - ウ 緊急時の体制整備
    - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号 において「介護機器」という。)の定期的な点検
    - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
  - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
  - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っ ていること。
  - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行 われていると認められること。

(管理者)

域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなけれ ばならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場 合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の

- の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かな いことができる。
- (1) 略
- (2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限 る。)

(3) 略

8~10 略

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地|第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地 域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなけれ ばならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場 合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は 同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が

場合は、管理者としての職務を除く。) 若しくは併設する指定小規模 多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

#### 第147条 略

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の 求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村の長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定 医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように 努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が 第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定 医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わ なければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 略

(記録の整備)

第148条 略

病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 略

<u>2</u> 略 (記録の整備)

第148条 略

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただ し、第1号、第2号及び第4号に掲げる記録については、5年間保存 しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第136条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- (3) 第138条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第146条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 次条において準用する第59条の17第2項<u>の規定による</u>報告、 評価、要望、助言等の記録 (進用)
- 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要があると認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「苦情処理の体制」とあるのは「非常災害に関する具体的計画、苦情処理の体制」と、第40条第1項中「当該利用者の家族、当

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただ し、第1号、第2号及び第4号に掲げる記録については、5年間保存 しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第136条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等 の記録
- (3) 第138条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第146条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
- (8) 次条において準用する第59条の17第2項<u>に規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録 (進用)
- 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要があると認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「苦情処理の体制」とあるのは「非常災害に関する具体的計画、苦情処理の体制」と、第40条第1項中「当該利用者の家族、当該利用者に係る

該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等」とあるのは「当該利用者の家族等」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とあるのは「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

 $2 \sim 7$  略

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) (2) 略
- (3) 病院 栄養士<u>又は</u>管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 略

 $9 \sim 17$  略

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)~(5) 略

(6) 医務室 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第2項 に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な 医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設

指定居宅介護支援事業者等」とあるのは「当該利用者の家族等」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と<u>読み替え</u>るものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

 $2\sim7$  略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) • (2) 略

(3) 病院 栄養士<u>若しくは</u>管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 略

9~17 略

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)~(5) 略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が

けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域 密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医 務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療 機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足り るものとする。

 $(7)\sim(9)$  略

2 略

(緊急時等の対応)

- 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)~(4) 略

- (5) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行</u>うこと。
- (6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の

指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設である サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診 療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じ て臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

 $(7)\sim(9)$  略

2 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)~(4) 略

- (5) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>を記録する</u>こと。
- (6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内

内容等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>の記録を行う</u>こと。

#### (協力医療機関等)

- 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため</u>、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
  - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
  - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型 介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医 師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則 として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村の長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他 の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能 となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設 に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

容等を記録すること。

(7) 第175条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置について記録すること。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために</u>、あらかじめ、<u>協力病院</u>を定めておかなければならない。

6 略

(記録の整備)

#### 第176条 略

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第155条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- (3) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- (6) 前条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項<u>の規定による</u>報告、 評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15<u>、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」とあるのは「第168条の重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1項

<u>2</u> 略

(記録の整備)

第176条 略

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第155条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等 の記録
  - (3) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
  - (6) 前条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) 次条において準用する第59条の17第2項<u>に規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」とあるのは「第168条の重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅

に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条第1項中「苦情処理の体制」とあるのは「非常災害に関する具体的計画、苦情処理の体制」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第106条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設事業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

 $2\sim4$  略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

<u>6</u> 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」とあるのは「第186条の重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護び業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護び業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定

介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条第1項中「苦情処理の体制」とあるのは「非常災害に関する具体的計画、苦情処理の体制」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略 2~4 略

# <u>5</u> 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」とあるのは「第186条の重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護

とあるのは「要介護認定」と、第34条第1項中「苦情処理の体制」 とあるのは「非常災害に関する具体的計画、苦情処理の体制」と、第 59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第 59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する 者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につい て知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第 106条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは 「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設事業者」と、第167 条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第 158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第 182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第 189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第 189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項 第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用 する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあ るのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」と あるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは 「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとす る。

(従業者の員数等)

第191条 略

 $2\sim6$  略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)~(3) 略

(4) 略

8~14 略

認定」と、第34条第1項中「苦情処理の体制」とあるのは「非常災 害に関する具体的計画、苦情処理の体制」と、第59条の11第2項 中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項 中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」 と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第167条中「第158 条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条 第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、 同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7 号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する 第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2 項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」 と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7 項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」 と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準 用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 略

 $2\sim6$  略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)~(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) 略

8~14 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規|第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に 従事することができるものとする。

#### 2 • 3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げると ころによるものとする。
  - (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域で の生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問 サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該 利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短 期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話 又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

 $(2)\sim(6)$  略

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3か月 に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多 機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。
  - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適 正化のための研修を定期的に実施すること。

(8)~(12) 略

(記録の整備)

第201条 略

(管理者)

模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併 設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる ものとする。

#### 2 • 3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げると ころによるものとする。
  - (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域で の生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問 サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養 上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)~(6) 略

(7)~(11) 略 (記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看 護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号、 第2号及び第4号から第6号までの記録については、5年間保存しな ければならない。

(1) • (2) 略

- (3) 第197条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第198条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
- (5) 第199条第9項の<u>規定による</u>看護小規模多機能型居宅介護報告書
- (6) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- (9) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) 次条において準用する第59条の17第2項<u>の規定による</u>報告、 評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条の重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看 護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号、 第2号及び第4号から第6号までの記録については、5年間保存しな ければならない。

(1) • (2) 略

- (3) 第197条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第198条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (5) 第199条第9項の看護小規模多機能型居宅介護報告書
- (6) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- (9) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
- (10) 次条において準用する第59条の17第2項<u>に規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条の重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第13条

者」と、第13条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1項に 規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。) が行われていない等 の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介 護認定」と、第34条第1項中「苦情処理の体制」とあるのは「非常 災害に関する具体的計画、苦情処理の体制」と、第40条第1項中 「当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等」 とあるのは「当該利用者の家族等」と、第59条の11第2項中「こ の節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第 4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通 所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有 する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有 する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、「活動状況」とあ るのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」 と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13 項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中 「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と、第 106条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは 「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」と読み替えるものとす る。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除

第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅 介護支援をいう。以下同じ。) が行われていない等の場合であって必 要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 34条第1項中「苦情処理の体制」とあるのは「非常災害に関する具 体的計画、苦情処理の体制」と、第40条第1項中「当該利用者の家 族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等」とあるのは「当該 利用者の家族等」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは 「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59 条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」と あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17 第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6か 月」とあるのは「2か月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービ ス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第 82条第12項 とあるのは「第191条第13項」と、第89条及 び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小 規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」 とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除

く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により 行うことができる。

#### 2 略

(指定地域密着型サービス事業を行う事業所が市外に所在する場合の 基準の特例)

る場合は、当該事業所が所在する市町村の長が法第78条の4第1項 及び第2項の規定に基づき条例で定める基準をこの条例で定める基準 とみなすことができる。

く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子 的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供 されるものをいう。)により行うことができる。

(指定地域密着型サービス事業を行う事業所が市外に所在する場合の 基準の特例)

第204条 指定地域密着型サービス事業を行う事業所が市外に所在す 第204条 指定地域密着型サービス事業を行う事業所が市外に所在す る場合は、当該事業所が所在する市町村(特別区を含む。)の長が法 第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準をこ の条例で定める基準とみなすことができる。